

札幌市立澄川小学校いじめ防止基本方針

平成27年8月策定

令和4年7月改定

令和6年3月改定

令和7年4月改定

はじめに

ここに定める「札幌市立澄川小学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」の13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童でも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために本方針を策定した。

1. いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

「いじめ防止対策推進法第2条」より

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（SNS等によるネットいじめを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・ いじめは、人間として絶対に許されない。
- ・ いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる。
- ・ いじめの発見は、見ようとすることから始める。



(3) 学校としての構え

- ・ 学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止や早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・ 学校長を中心に、全ての教職員が一致団結した組織的な指導体制により対応する。
- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・ 「いじめをしない、させない、許さない学級・学年・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度の醸成に努める。

- ・いじめの未然防止や解決に向けて継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2. いじめを未然防止するために

- (1) 魅力ある学級・学校づくり（「一人一人のよさや可能性を伸ばし、共に生きる未来につなげる学校」「主体的に探究し、学びを深め合う授業」の推進 等）

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった」「できた」という達成感を味わえるよう、日々の授業が充実するようにする。
- ・望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級・学年経営、教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより学校生活の多様な場面でも適宜取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・「特別な教科 道徳」など教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

- (2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・「言葉」の一つ一つを大切に、自分そして他者を大切に思い尊ぶ気持ちを込められるあたたかい関係づくりを進める。
- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等に気付くことができるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人が主体的に命を大切にする心、多様な他を思いやる共生の心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いを思いやる心を育む人権教育を充実し、人間尊重の意識を高める学校づくりを進める。



- (3) 全ての教育活動を通じた指導（子どもの「ここにいていいんだ」という思いを支える指導）

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点に留意した指導を充実する。
 - ① 児童一人一人の自己肯定感を高める指導
 - ② 共感的な人間関係を育成する指導
 - ③ 自己決定の場を効果的に設定し、創り上げる経験を支える指導

(4) SNS等によるネットいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォン等を用いたSNSサービスや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。
- ・スマートフォン等を用いたSNSサービスや通信型ゲーム機等を介した合意のないインターネットへの投稿や、誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発、情報モラル教育等についての指導を充実させる。

3. いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止や早期発見、早期対応ができるよう、一人一人が毎朝「シャボテンログ」による心と体の健康観察を行う。結果については、学年や校内学びの支援交流会等による複数教員での教職員間の情報共有を行う。また、年4回の定期的なアンケート（教育委員会のアンケート1回、本校独自のICTを活用した『こころのシート』3回）の実施等、多様な方法でいじめの芽や兆候のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・アンケート結果をもとに、いじめの認知件数と対処。解消の状況を把握するためのミーティングを開催する。
- ・全教職員が、いじめの芽や兆候の些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換・情報共有を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等、多様な学校外部との連携を密にし、協力体制を整える。



(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に、教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時においては、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的・重層的に対応できるようにするため、いじめ防止委員会を中心に、教務主任や保健主事、担任や副担任、学年主任、養護教諭、SC、SSW、学びの支援コーディネーター等、校内の全教職員が役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・校内研修を適宜行うとともに、「教相通信」等各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。

- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめ対策会議を開催し、SC、SSW と連携して迅速に検討と対応を行う。その際、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5) 関係機関等と連携した対策

- ・いじめを中心とする指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日ごろから教育委員会や警察、弁護士、児童相談所、民生委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報共有と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。



4. いじめ防止対策委員会の設置

「いじめ防止対策推進法第22条」より

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。学校職員による定例会議を月一回実施し、必要に応じて学校職員以外の人員を招集する。

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、保健主事、TT 担当、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）、（民生委員）

5. いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取 組 内 容	備 考
4 月	・「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」の見直し） ・職員研修会の実施（「方針」の説明） ・「校内いじめ未然防止・対策情報交流会」の実施（年間を通して随時開催） ・個人懇談での保護者との情報共有	定例会議を月一回実施する。

5月	・「学びの支援交流会」による情報共有 ・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・個人懇談の中で保護者との情報共有	
6月	・学校だより、ホームページによる「方針」等の発信	
7月	・アンケートの実施① 【6月30日（月）～7月4日（金）】	こころのシート① 児童との面談 アンケート結果をもとに、ミーティング
8月	・児童理解研修実施（全職員対象）→「子どもの命の大切さを見つめなおす月間」に向けて	
9月	・学校評価アンケート（対策等の見直し）	
10月	・アンケートの実施② 【10月6日（月）～10月10日（金）】	教育委員会からのアンケートを実施 児童と面談 アンケート結果をもとに、ミーティング
11月	・「学びの支援交流会」による情報共有 ・個人懇談での保護者との情報共有 【11月7日（金）～11月14日（金）】	
12月	・アンケートの実施③ 【12月1日（月）～12月5日（金）】	こころのシート② 児童との面談 アンケート結果をもとに、ミーティング
1月	・学校評価アンケート（対策等の見直し）	
2月	・アンケートの実施④ 【2月2日（月）～6日（金）】 ・教職員による次年度の取組計画	こころのシート③ 児童との面談 アンケート結果をもとに、ミーティング
3月	・「学びの支援交流会」による情報共有	

6. いじめ問題発生時の対応

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・いじめの認知及び解消については、教職員個人に委ねず、組織で判断する。そのため、月に一回「定例会議」を行い、毎月の会議においていじめの認知や解消の件数等を確認する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、速やかに「いじめ対策会議」を開催する。方針を

確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。事案に応じて校内メンバーのみ、校内+校外のメンバーも参加し実施する。

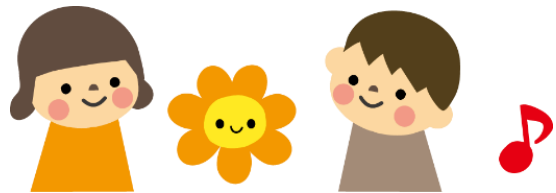
④【対応の重点】

- ・いじめの芽や兆候を把握したら、速やかに情報共有し、必ず複数で組織的・重層的かつ丁寧な事実確認を行うことで見逃しを防ぐ。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。また、いじめの解消に至るまでの間、被害児童生徒が心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する、
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない。」ということを実感するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導と見守りに努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行い、経年的に把握する。

⑤【大まかな対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、芽や兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ いじめ対策会議を開催し、事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的・重層的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や児童相談所との連携）
- ⑧ いじめの解消が認められるまでの経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

※「いじめの解消」…いじめの行為が止んでいる状態が相応の期間（少なくとも3か月）継続していると認められること



(2)「重大事案」が発生した場合の対応

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時、また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時、教育委員会へ第一報を速やかに報告し、事実関係を明確にするため自発的・応対的に詳細な調査の実施を推進する。

7. 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8. 個人情報等の扱い

【個人調査（アンケート等）について】

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要になることから、情報の管理を徹底する。
- ・アンケートの原本等の一次資料の保存期間、アンケートや聴取を記録した文書等の二次資料の保存期間は6年とする。教育委員会が実施しているアンケートの調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぐ。

